

# 学校いじめ防止基本方針

島根県立飯南高等学校

令和6年4月一部改訂

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) 定義

いじめの定義について、法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### (2) 基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) 構造と動機

#### ①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

#### ②いじめの要因

いじめの要因には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）

- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

#### （４） 態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、暴力、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、SNS等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、たかり、使い走り  
容姿・性別にかかわるからかい（SOGIなどにかかわるもの）

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### （１） いじめ防止・対策委員会の設置

構成員 … 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター、生徒指導部員  
（該当学級担任、SC、SSW、その他関係者）

SC=スクールカウンセラー SSW=スクールソーシャルワーカー

①いじめを未然に防止し早期に発見するための日常の指導について。＜別紙１＞

②いじめの疑いがある事案の発生時、解決に向けた組織的対応について。＜別紙２＞

### 4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

#### （１） 学業指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり、意欲的に取り組む授業づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

#### （２） 学校行事・部活動・体験活動への積極的参加

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・体験的活動を通じた人間性、社会性の育成

#### （３） 教育相談の充実

- ・個人面談の定期的実施（各学期１回程度）
- ・SCならびにSSWの積極的活用、電話相談窓口の周知

#### （４） 人権教育、道徳教育の充実

- ・望ましい人間関係（仲間）づくりと豊かな社会性の育成
- ・人権週間（年３回）、講演会等を利用した人権意識の高揚

- (5) 情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
  - ・定期的な情報提供と啓発
- (6) 保護者・地域・中学校との連携
  - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・授業公開の実施（年3回）、保護者面談の実施（年2回）
  - ・出身中学校との引き継ぎ、連携
- (7) 教職員研修の充実
  - ・校外研修への積極的な参加と校内研修の充実

## 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめの発見
  - いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐにやめさせる。いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合は、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒のサイン・いじめている生徒のサイン <別紙3>
- (3) 教室・家庭でのサイン <別紙4>
- (4) 相談体制の整備
  - ・相談窓口の設置・周知
  - ・個人面談の定期的実施（各学期1回程度）
  - ・SCならびにSSWとの連携
- (5) 定期的調査の実施
  - 学校生活に関するアンケート（各学期1回）の実施。
- (6) 情報の共有
  - ・報告経路の明示・報告の徹底
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・進級時の引継ぎ、中学校との連携

## 6 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ① いじめを受けている生徒への対応

事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除く必要がある。また、全力で守り抜くという立場で、継続的に支援する体制を作る。その際、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携することも考慮する。

- ・安全・安心を確保し、心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

#### ② いじめを行った生徒への対応

事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教員が連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行った生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。一方で、いじめを行った生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめを受けた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

### (2) 関係集団への対応

加害生徒だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

#### ① いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談を受けた場合は、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞き、苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### ② いじめを行った生徒の保護者に対して

いじめの事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰でも起こす可能性があるという認識に立つ。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・生徒の行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのために保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### ③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整を行う。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。その場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

### ①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

### ②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

### ③福祉関係機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

### ④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

### ⑤児童相談所との連携

### ⑥法的機関（地方法務局、弁護士）との連携

## 7 特に配慮が必要な生徒への対応

下記事項に該当する生徒に対して、学校は日常的に本人の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (1) 発達障害を含む、障害のある生徒

- ・教職員の生徒の障害の特性への理解及び個別の教育支援・指導計画を活用した情報共有
- ・ニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援

- (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
  - ・言語や文化の差の理解
  - ・学校全体での見守りや必要な支援
- (3) 性同一性障害や性的志向・性自認に関して悩みを抱える生徒
  - ・教職員の正しい理解の促進
  - ・学校として必要な対応の周知
- (4) 自然災害に被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
  - ・生徒が受けた心身への影響や不安感の教職員の理解
  - ・当該生徒に対する心のケア

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

#### ①保護者への啓発

- ・新入生説明会での情報提供（フィルタリング等含む）
- ・保護者の見守り

#### ②情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・特別活動での情報モラル教育の実践

#### ③ネット社会についての講話（防犯）の実施

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

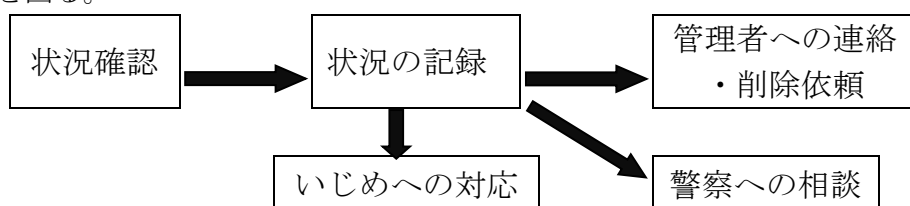
### (3) ネットいじめへの対処

#### ①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

#### ②不当な書き込みへの対処

多方面からの情報を活用して早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。



## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障がいを負った場合
  - ・高額の金品を奪い取られた場合 など
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
  - ・その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は「重大事態」として対処する必要がある。

### (2) 重大事態時の報告・調査主体・調査協力

学校が上記①～③に該当する重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに調査主体が決定されるが、原則として主体は学校となる。ただし、県教育委員会は学校における調査組織に必要な応じて専門家等を派遣するなど、積極的に関与する。

平成26年	5月	1日	施行
平成28年	4月28日		一部改正
平成30年	5月	1日	一部改正
平成31年	4月12日		一部改正
令和2年	5月	1日	一部改正
令和3年	5月	6日	一部改正
令和4年	5月20日		一部改正
令和5年	1月16日		一部改正
令和6年	4月11日		一部改訂



## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

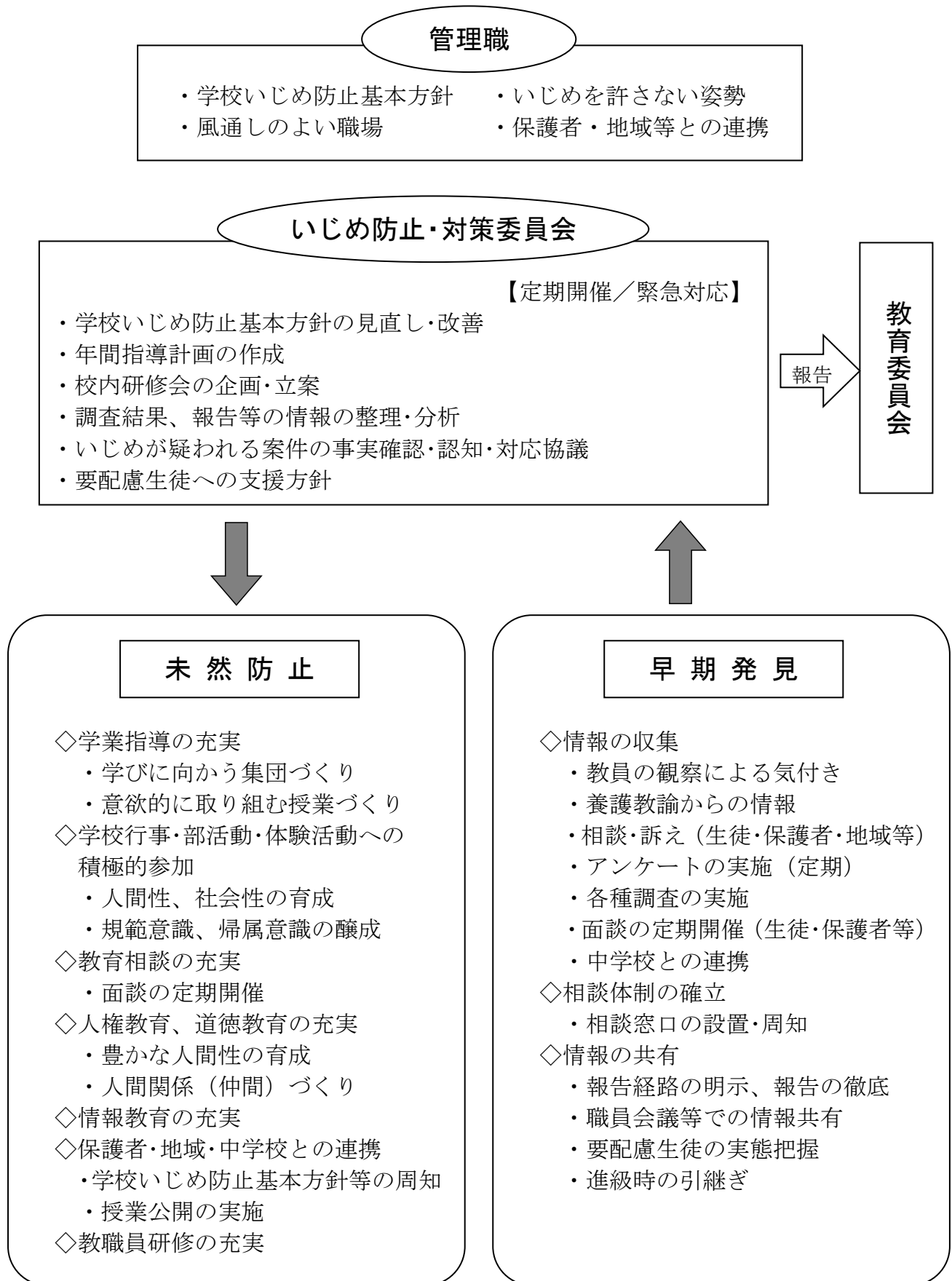
#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体となる場合

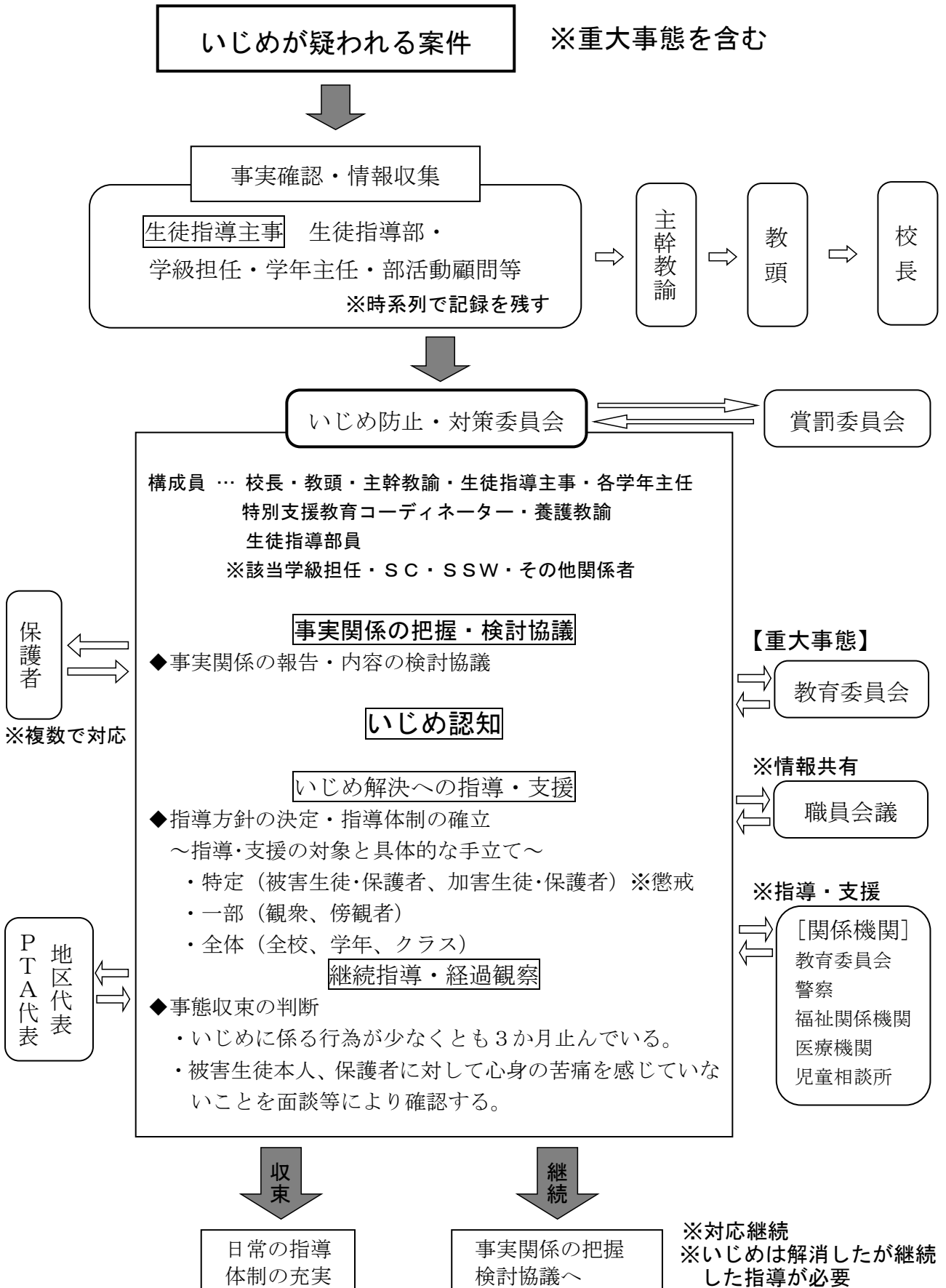
#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

別紙 1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



## 別紙 3

### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さない。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。表情が乏しくなる。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 集中力がなくなり、暴言が増え、表情がキツくなる。服装が乱れる。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

## 別紙 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。	
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

サイン	
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。	
学習時間が減る。 成績が下がる。	
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。	